

当会会員全員に対する懲戒請求についての会長談話

日本弁護士連合会及び当会が意見表明を行ったことについて、特定の団体を介して当会宛に、平成 29 年 11 月 13 日及び平成 29 年 12 月 13 日に、下記懲戒事由を理由として、957 名の方々から、当会所属弁護士全員の懲戒を求める旨の書面が送付されました。

記

「日本弁護士連合会会長中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。」

これらは懲戒請求の形をとっていますが、弁護士会の会務活動そのものに対して反対の意見を表明し、批判するものであり、個々の弁護士の非行を問題とするものではありません。弁護士懲戒制度が対象としているのは、個々の弁護士の非行であり、これらの書面は明らかにこれに該当致しません。当会は、これらの書面を懲戒請求としては受理しないこととしました。

弁護士懲戒制度は、国民の基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士の信頼性を維持するための重要な制度です。すなわち、弁護士は、その使命に基づき、時として国家機関を相手方として訴えを提起するなどの職務を行わなければならないことがあります。このため、弁護士の正当な活動を確保し、国民の基本的人権を守るべく、弁護士会には高度の自治が認められており、弁護士会の懲戒権はその根幹をなすものですから、適正に行使・運用されなければなりません。

当会としてはこの懲戒権の適正な行使・運用に努めるとともに、市民の方々には弁護士懲戒制度の趣旨をご理解いただくことをお願い致します。

2018 年(平成 30 年)9 月 14 日

千葉県弁護士会 会長 拝師 徳彦